

質問1・神埼市の回答にもありますが、実際には何人が避難してくるのか、妊婦はどうするのか、ペットの対応は、トイレの準備は充分か、避難計画は考えれば切りが無い問題も事前に検討しておかなければなりません。それぞれの自治体の事情も検討課題です。

感染症対策の具体的な避難計画について、県内の市町からの相談は受けましたか？受けたことがあれば、その内容と結果を教えてください。また今後、避難元と避難先と県で協議する予定はありますか？

(答)

- 唐津市及び伊万里市では、それぞれの避難先市町を構成員とする協議会が平成29年度から設置され、原子力災害時の広域避難に関する情報交換や協議が毎年実施されています。県もオブザーバーとして協議会に参加し、必要な助言を行うなど市町で協力した取組を支援しています。
- 今年度も4月21日(唐津市)及び5月31日(伊万里市)に協議会が開催され県も参加し、協議会の中で、「コロナに感染し、自宅療養している方の避難の対応」について質問を受け、自宅療養者の避難先や避難所の感染症対策について意見を交わしたところです。
- 今後も当協議会に参加するとともに、個別に市町から質問・相談があれば対応を行っていきます。

質問2・神埼市についてはマッチングできていないと回答しています。この問題で、これまで受入自治体との協議はしましたか？今後する予定はありますか？

(答)

- 質問1でも回答したように毎年度、避難元と避難先市町において協議会が開催されており、当協議会では避難計画における避難先や避難人数などについても情報共有が図られています。
- 神埼市については、県からも再度、避難計画等の周知を図ります。

質問3・コロナ感染症での社会生活の困難さは、国民全体の知るところとなりました。コロナ等感染症下で、避難者に濃厚接触者が出た場合の具体的な対処法など、市町と協議しましたか？今後する予定はありますか？

(答)

- 県では「佐賀県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針」を作成しており、市町には各市町の避難所運営マニュアルに則り、密集を避けるための措置など感染症対策を適切にとっていただくこととしています。

質問4・避難者受入れマニュアルが策定されていないという回答がほとんどになっています。実際に避難が必要になる大事故が起きた場合、避難元自治体と避難受入自治体の職員のみなさんの負担は尋常ではないと考えられます。その事を想定しても、避難受入マニュアルは各自治体の最低の準備として策定するべきではないでしょうか？日頃からの準備として今後、自治体と協議する予定はありますか？

(答)

- 避難先市町による避難者受入れマニュアルの作成については、国の指針等で作成を求められているものではありません。
- 県としては、毎年実施している原子力防災訓練の広域避難訓練を通じ、避難先の市町職員にも訓練の打ち合わせ段階から参加いただき、広域避難についての理解を深めていただければと考えています。

質問5・コロナ等感染症に加えて、大規模災害が多発している近年、原発事故時の避難について受入自治体として深刻に受け止められています。佐賀市は、受入自治体としての立場で、現実には起きうる可能性を想定し「広域避難」を国と佐賀県に求めています。今後佐賀市と協議を持つ必要があるのではないのでしょうか。佐賀市との協議の予定はありますか？また、国に対し佐賀県として、住民や自治体からの要望などを持って、協議する予定はありますか？

(答)

- 原子力災害と自然災害等との複合災害等が発生した際には、予定していた施設に収容できないことも考えられます。
- その場合には、利用していない他の避難先施設を使用することになります。5～30km圏のUPZでは、一定線量以上が確認された特定地域の住民が避難することとなっており、避難先として予め予定している施設でも、使用しない施設も出てきます。まずはこうした施設を活用する等により対応することとなります。

- なお、万が一、県内の避難先施設では受入人数が不足するようなことがあれば、他都道府県と締結している災害時相互応援協定に基づき、避難を受け入れていただくよう調整することとしています。

要望事項

1. マッチングについて神崎市と早急に協議し、拠点集合場所から先の避難所マッチングを完成させること。

(答)

- 神崎市には、再度、避難計画や広域避難についての周知を行います。

2. 具体的に問題点をあげている鳥栖市、嬉野市、神崎市、佐賀市については、早急に問題解決に向けて協議すること。

3. 「感染症対策を実施した場合、原発事故時の避難所が足りない」と、アンケート結果で明らかとなった(約3/4市町はできていない)。また「できていると回答した市町」も、佐賀県が事故のシミュレーションは想定できないとする原発事故避難者対策は、当事者として不安を持つのは当然である。避難元、避難先全体市町と佐賀県での具体的な協議を早急に持つこと。

(答)

- 今後も避難元市町と避難先市町との協議会の場などを通じて、原子力災害が発生した際に、避難を安全に、かつ、円滑・迅速に実施できるよう、また、避難所で必要となる資材や物資、避難所運営のための人員に不足が生じないように、協力・連携に努めるとともに、避難所不足となった場合の避難所確認の調整方法について周知していきます。

4. よって、原発事故がコロナ等感染症下に加えて自然災害との複合災害になる恐れが増す近年、原発事故は絶対に起こしてはならない。そのためには、原発を止める以外にない。

住民のくらしを守るために、玄海原発の停止を求める。

(答)

- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され運転が行われているものと認識しています。

○要請時に口頭での追加質問

東京電力福島第1原発事故で避難した住民らが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、最高裁が6月17日に国の賠償責任を認めない判決を言い渡したことに對し、知事の所見を伺いたい。

知事は原発稼働の是非についての事前了解権を持った権力者と言えます。住民の代表として、「再稼働はいいですよ」と印鑑を押した人ですから、自分(知事)も責任があるんだなど、私たちは思うのですが、知事は最高裁の判決をどう思っておられるのかお聞かせ願いたい。

実際、知事と玄海町長が了解した上で玄海原発は動いています。

(答)

- 現在、我が国では、原子力発電所の運転停止を求める民事訴訟、国の原子力発電所の設置許可の取り消しを求める行政訴訟など原子力発電に関する訴訟が複数行われているところです。
- これまでに、原告の請求を認める判決や認めない判決など様々な司法判断がなされており、今回の判決も、司法判断の1つと受け止めています。
- 玄海原子力発電所を含め、こうした原子力発電に関する訴訟の動向については、引き続き注視していきます。